

70歳～74歳の国保加入者の一部負担金割合判定方法について

①住民税課税所得による判定

判定対象者(70歳～74歳の国保加入者)全員の住民税課税所得(※1)(※2)が145万円未満である

- ※1 住民税課税所得とは、住民税を計算する上で基礎となる課税対象額のことであり、総所得金額等(※3)から所得控除を差し引くことで算出されます。
- ※2 判定対象者が国保世帯主の場合で、前年(判定期日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年)12月31日時点における国保世帯内に、所得が38万円以下である18歳以下の被保険者がいる場合は、住民税課税所得から以下の額を控除します
- ・15歳以下の被保険者数×33万円
 - ・16歳以上18歳以下の被保険者数×12万円
- ※3 総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額

いいえ

はい

②旧ただし書き所得による判定

判定対象者の旧ただし書き所得(総所得額等(※3)から基礎控除額を控除した額)の合計額が210万円以下である

いいえ

はい

③収入額による判定(申請による再判定)

下表のいずれかに該当する

70歳～74歳の 国保被保険者の数	特定同一世帯所属者(※4)の有無	基準収入額
1人	無し	本人収入額383万円未満
	有り	本人収入額383万円未満 もしくは 特定同一世帯所属者を含む 合計収入額520万円未満
2人以上		合計収入額520万円未満

※4 75歳到達により国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者で、75歳到達日以降も継続して国保加入者と同一の世帯に属する者

いいえ

はい※5

申請をする

負担割合は3割

負担割合は2割

※5 収入額を公簿等により確認できる場合は自動的に再判定され負担割合は2割となるため申請不要